

**診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業
第21回運営委員会 議事概要**

日時：平成21年4月27日（月）13:00～15:00

場所：日内会館 4階会議室

出席者：

（委員） 加藤良夫，木村 哲，黒田 誠，児玉安司，佐伯仁志，佐藤慶太，
鈴木利廣，高本眞一，田中敦子，永池京子，中園一郎，樋口範雄，
山口 徹

（地域代表）松本博志（札幌地域），田林暁一（宮城地域），
本間 覚（茨城地域代理），山内春夫（新潟地域），
的場梁次（大阪地域），長崎 靖（兵庫地域），
清水信義（岡山地域），居石克夫（福岡地域）

（オブザーバー）長村義之（東海大学病理学），厚生労働省
（事務局）日本内科学会

（敬称略・50音順）

議題1 各地域の実施状況について

資料1「現在の受付状況について（累計）」，資料2「受付の状況等」および
資料3「各地域の現況」により事務局から報告された。

- ・受付事例累計は88事例，うち評価結果報告書交付事例数は69事例 また，前運営委員会後に発生事例は3事例である。
- ・3事例の内容については，非公開の場で各地域代表より説明を行う。

議題2 標準的な流れ・調査依頼の取り扱い規定等の改訂（案）について

資料4をもとに事務局から説明した。

改訂は各地域事務局での実情を踏まえた内容となっており，特段の異議もなく運営委員会の了解を得た。

議題3 平成20年度事業実施報告書（案）について

資料5をもとに事務局から説明した。

- ・平成20年度の事業実施報告書は報告分量の増加に伴い，事業そのものの報告書と各評価結果報告書の概要を分冊することが了承された。
- ・内容については特段の異議はなく，字句の修正等があれば，中央事務局長に修正を一任することで了承された。

議題4 研究班報告について

資料6に基づき、木村運営委員から説明された。

厚生労働省「診療行為に関連した調査分析に従事する者の育成及び資質向上のための手法に関する研究班」は主にモデル事業の実績を分析し、届出範囲判断の標準化、事例の受付対応、解剖調査マニュアル、評価結果報告書作成マニュアル、調整看護師業務マニュアル、遺族等の追跡調査などテーマごとにグループで検討を重ね、とりまとめているが、これらの内容について、運営委員から後日でも構わないので、意見を求めることとした。

議題5 要望書について

資料7に基づき、事務局から説明された。

- ・この厚労科研事業「診療行為に関連した死亡の調査分析における解剖を補助する死因究明手法（死後画像）の検証に関する研究」（東京大学病理学・深山班）の申し出は昨年と同様の申し出として、原則了承することとした。
- ・しかし、この研究にはCT画像を用いることもあるので、手法等については慎重を期し、日本医学放射線学会に何らかの申し入れをしておく必要があるのではないか、という指摘があった。⇒この意見に対する対応は未検討。

議題6 モデル事業継続について

資料8に基づき、山口中央事務局長及び厚生労働省から説明された。

- ・3月17日の日本内科学会理事会にて、本モデル事業は、5年間の補助事業（厚生労働省からの平成17年度～平成21年度までの全額補助金事業）であるが、制度の法制化を睨み、6年目以降についても事業を継続したいと要望した。しかしモデル事業は当初の計画では5ヶ年計画であり、一度総括を行ってから事業主体等の枠組み（事業主体が本会のみであるという枠組み）について再検討してもしかるべきではないかとの意見があり、事業主体の見直しを含めた運営方法をモデル事業運営委員会に申し入れることになった。
- ・これを受け、厚生労働省から日本内科学会がこれまで単独で事業主体を担ってきた重責に鑑み、日本内科学会、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会の4学会による連合主体で事業の枠組みを再構築する協議会（案）が運営委員会に提案され議論した。
- ・また、樋口委員長から各地域代表に対して、今後のモデル事業の進め方についてそれぞれ発言を求めたところ、事業を継続したい旨の発言であった。

また、これまでのやり方を見直し、新たなことも取り入れてみてはどうかとの意見も出された。

- ・ 協議会に第三者団体として「日本医療機能評価機構」が含まれていないことが指摘されたが、厚生労働省から「日本医療機能評価機構」は産科医の無過失補償制度の対応で物理的な余裕がないこと、この事業を厚生労働省の管轄団体が行なうことへの社会的信頼性の問題点などを理由に、当該機構が本事業の協議会（案）に加わることの難しさが挙げられた。
- ・ 協議会（案）には日本看護協会なども加わってもらうことはどうか、という意見もあった。
- ・ 協議会（案）に名前の挙げられている日本病理学会と日本法医学会はそれぞれ理事会において連合主体の一角を担うことをすでに了承していることが確認された。その際、日本病理学会（長村理事長）から協議会の事務局への協力の仕方について発言があった。
- ・ 委員から協議会（案）の規約について修正意見があり、当委員会の提案主旨を誤ることがないように修正し、内科学会に回答することが確認された。（協議会と運営委員会の関係性、連合主体となったときの主体の性格、事業の継続年限等）

議題7 各地域事務局の広報活動について

資料9に基づき、事務局から説明された。

山口中央事務局長から、本年は本事業の更なる理解を深め、事例数を増やすために広報に力を入れていきたいと提案があった。

- ・ 委員からは行政などの働きかけにより、国民に直接、本事業を周知することの必要性が挙げられた。しかし広報に力を入れつつも、当事者でない限り、この事業そのものを理解してもらうことが難しい側面もあるのではないかと意見があった。
- ・ 広報や周知に問題があるのではなく、事業の性格（警察との関係性が現行法制下ではクリアになっていない）が申請のハードルを上げているのではないかと。周知そのものより、医療機関への啓発についてについて考えてみてはどうか。

議題8 これまでの主な受付事例・相談事例について（非公開）

各代表より個別に報告された。

議題9 次回の日程について

追って日程調整を行う。